

収支計算の手引き（農業所得）

収支計算とは、収入からその収入を得るための経費を差し引いて所得を計算することです。1年間の収入と必要経費について領収書等（明細書）を見ながら以下のとおり分類して集計します。

収入について

①販売金額

農作物は「収穫した時」が収入計上の時期となります。

農協等へ出荷した水稻・麦・大豆等の代金は、通常、仮渡金・精算金等として複数年にわたって支払われますが、仮渡金等を受取った年に収入金額として計上しても構いません。ただし、このやり方を毎年継続する必要があります。

自身で販売した場合は、実際の販売金額を計上してください。

また、収入から手数料等が差し引かれている場合は、差し引かれる前の金額を計上してください。（手数料等は必要経費として計上してください。）

①

円

②家事消費等

（家事消費）

家族で消費、親戚等へ贈与した農産物の量×通常他に販売する金額

農協等を通じて販売している方は、農協出荷分にかかる概算金の単価を参考にして差し支えありません。また、翌年の収穫期までの家事消費分を計上することにより、棚卸を省略しても構いません。

○計算例：棚卸を省略する場合

Aさんは、今年収穫した米のうち12袋を家族が食べる分として出荷しなかった。なお、出荷時の1袋あたり単価は、6,250円だった。

この場合は・・・→6,250円×12袋＝75,000円が今年の家事消費となります。

参考：令和5年産米買取単価表(令和5年10月1日以降)

(単位：円/30kg)

品 種 名	米買取単価（消費税込価格）					
	1等	2等	3等	1等	2等	3等
	①インボイス制度登録※1			②インボイス制度未登録		
コシヒカリ	6,250	5,950	5,450	6,157	5,862	5,369
キヌヒカリ	5,850	5,550	5,050	5,764	5,468	4,975
ヒノヒカリ	5,150	4,850	4,350	5,074	4,778	4,286
その他うるち※2	4,750	4,450	3,950	4,679	4,384	3,891

※1 令和5年9月30日以前の出荷分については、①インボイス制度登録の米買取単価で計算してください。

※2 その他うるちは、京の輝き・日本晴・祭り晴・どんとこいを含みます。

（事業消費）

雇人費、小作料等の支払いを現金ではなく、収穫した農産物の現物支給により支払った分を計上します。計上する価額は、家事消費と同様です。

②

円

③雑収入

中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策による交付金などの補助金や作業受託収入、共済金などについて計算します。

補助金などは、申告時までに入金がなくても決算通知書の金額で計上します。

③ 円

⑤⑥農産物の棚卸高

農産物の年末在庫の金額を、「通常他に販売する金額×在庫数量」により算定します。期首には前年申告の期末数量の金額を、期末には未販売、未消費の金額を記入します。

⑤期首：本年の収入金額から減算、⑥期末：本年の収入金額に加算

なお、米麦などの穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。また、1年分の家事消費金額を②において計上している場合、その期末在庫はゼロとなります。

必要経費について

⑧雇人費

常雇、臨時雇人費などの労賃、賄い費など。労賃を農産物等で現物支給した場合は、事業消費として収入に計上した額と同額を計上します。

※生計を一にする親族への支払は雇人費にはなりません。

⑧ 円

⑨小作料・賃借料

地主に支払う農地の賃借料、農業用建物や農機具の賃借料など。

ライスセンターやカントリーの施設利用料もここで計上してください。

地主側がもらう農地の賃借料は、別途不動産所得の収入金額に計上します。

⑨ 円

⑩減価償却費

取得価額 10 万円以上の農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費。

詳細は、別紙Aを参照のうえ、収支内訳書の裏面にて計算してください。

(平成 21 年分より耐用年数が改正されていますのでご注意ください。)

⑫利子割引料

農業にかかる借入金の支払利息。元金の返済額は含みません。

⑫ 円

⑭ 租税公課

農業用資産の固定資産・都市計画税、自動車税（種別割・環境性能割）、自動車重量税、水利費など。農地や農業用倉庫などの固定資産・都市計画税は、納税通知書明細書で確認してください。

都市計画税は、市街化区域に所在する土地及び家屋に課税されます。

居住部分のある倉庫などは、居住部分と倉庫部分の床面積で按分して計算します。自動車税（種別割）についても、農業以外で使用している場合は、その使用割合で按分して計算します。

P 3 へ 続 く →

※租税公課とならないもの

所得税、住民税、国民健康保険料、国民年金保険料、加算税、交通犯則金。
住宅用の固定資産税や農業用車両以外の自動車税（種別割）。

（計算例）

○住居併用農業用倉庫の固定資産税

1階倉庫:60 m²、2階居室2間:40 m²、この建物の固定資産税:30,000 円なら
 $30,000 \times 60 \div (60 + 40) = 18,000$ 円が対象となります。

○軽四トラックの自動車税（種別割）

使用割合（農業用：7割、自家用：3割）

軽自動車税（種別割）:3,000 円なら

$3,000 \text{ 円} \times 0.7 = 2,100$ 円が対象となります。

㊦ 種苗費

種もみ、種子苗などの購入費。

㊦ 円

㊧ 肥料費

肥料の購入費。

㊧ 円

㊨ 農具費

取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具（くわ、かま等）
の購入費。それ以外の農機具は、減価償却費として計算します。

㊨ 円

㊩ 農薬衛生費

農薬の購入費、共同防除費など。

㊩ 円

㊪ 諸材料費

ビニール、縄、針金などの購入費用。

㊪ 円

㊫ 修繕費

農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用。
車両や建物を農業以外でも使用している場合は、その使用頻度（使用割合や
床面積）で按分して計算します。

㊫ 円

㊬ 動力光熱費

農業に要した電気、水道などの料金。灯油、ガソリンなどの燃料費。
電気、水道のメーターが居住用と共用の場合は、その使用頻度（使用時間な
ど）で按分します。軽トラックを自家用と共用の場合もガソリン代を同じよう
に使用割合で按分して計算します。

㊬ 円

㊸ 作業用衣料費 作業服、長靴などの購入費用。 円

㊹ 農業共済掛金 水稻、農業用建物・車両などにかかる共済掛金（掛捨て部分のみ）、自動車保険料（自賠責・任意）。ただし対象物件が自家用と共用の場合は、その使用頻度等（使用割合や床面積）で按分して計算します。
 円

㊺ 荷造運賃
手数料 出荷の際の梱包費用、運賃、市場・農協などに支払う手数料。
 円

㊻ 土地改良費 土地改良事業の受益者負担金や客土費用。受益者負担金の内、永久資産取得費対応部分は経費不算入となりますが、10[㎡]あたりの賦課金が1万円未満の場合は、全額を経費に算入できます。
 円

㊼～㊽ (分類できないもの) これまでの区分に分類できないものは、収支内訳書の空き枠にその経費名を記載して計上します。
 分類できないもの
(例) ㊸火災保険料、㊹車検代

㊾ 雑費 上記以外で農業に関連して支払う費用（農業専門誌、事務用品代など）。
 円

その他 この手引書に記載が無いなど、不明な点がございましたら、市役所または税務署にお問い合わせください。

分類・集計できましたら『収支内訳書（農業所得用）』に書き写します。各項目の番号が収支内訳書の科目番号に対応していますので、それぞれ金額を記入してください。別紙Bとして『収支内訳書（農業所得用）の記入例』がございますので参考にしてください。

ここまでの作業で『収支内訳書（農業所得用）』の「㊾専従者控除前の所得金額」まで作成できました。

次に別紙Cを参照のうえ、「㊿専従者控除」を計算してください。専従者控除の対象となる親族がない場合は、「㊾専従者控除前の所得金額」と同じ数字を2段下の「㊿所得金額」に記入します。

以上で『収支内訳書（農業所得用）』の作成は終了です。

お問い合わせ先

亀岡市役所 税務課 市民税係

TEL 0771-25-5012（直通）

青色申告や特殊な減価償却費などのお問い合わせは、

園部税務署（自動音声案内） TEL 0771-62-0340

減価償却費の計算のしかた

※平成21年分から耐用年数が改正されています。P3の「4.耐用年数の改正について」及びP4をご参照ください。

1. 減価償却とは

農業のために使用される耕作機械などの資産を買い入れる費用は、これらの資産が使用に耐えられなくなるまでの収入に対応しているといえます。そのため、支出した年にその全額を必要経費とするのではなく、一定の方法によりこれらの資産の使用期間に配分して必要経費化していきます。このような事業用資産を減価償却資産、この配分された必要経費の金額を減価償却費といいます。

2. 減価償却の方法

減価償却の方法は平成19年3月31日以前に取得した場合と平成19年4月1日以後に取得した場合で計算方法が違います。また、平成19年3月31日以前に取得した資産で、減価償却可能限度額(取得価額の95%に相当する額)に達した場合、翌年以後5年間で未償却残高(取得価額の5%に相当する額)を1円まで均等に償却します。

3. 減価償却費の計算

1-1 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

取得価額から残存価額(取得価額×残存割合(※))を差し引いた金額 × 耐用年数に応じた旧定額法の償却率 × 使用月数/12 × 事業専用割合 で計算します。

※建物、農機具などの一般減価償却資産の残存割合は10%です。

〈計算例〉平成19年2月に200万円で取得した軽量の金属造農小屋(旧定額法)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
取得年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	耐用年数	ハ 旧定額法 償却率	ニ 使用月数 /12	ト 年間の 償却額 ②×④×⑤	チ 事業専用 割合	リ 必要経費 算入額 ⑥×⑦	ヌ 期末残高
19年2月	2,000,000	1,800,000	17	0.058	12/12	104,400	100	104,400	233,900

①購入金額です。領収書等で確認してください。消費税込金額です。

②取得価額(①)から残存価額(取得価額×残存割合)を差し引いた金額です。

③耐用年数は、減価償却資産の効用が持続する期間で、法律で個別に定められており、P4(表c)を参照してください。

④償却率は、1年間に必要経費に算入できる割合です。P3(表a)の旧定額法償却率表を参照してください。

⑤耐用年数が全部経過した場合や廃棄する等で使用しなくなった場合は使用月数を求めますが、それまでは12ヶ月となります。

⑥償却の基礎になる金額に償却率と使用月数/12を乗じたもの(②×④×⑤)です。

⑦農業に使用する割合を%で記入してください。使用時間や距離など客観的な基準で決定してください。

⑧今年の必要経費に算入できる額です。

⑨取得した年は「①取得価額」から「⑥年間の償却額」を差し引いた額ですが、翌年からは、前年の期末残高から「⑥年間の償却額」を差し引いた額になります。

1-2 平成19年3月31日以前に取得し、減価償却可能限度額に達した減価償却資産

5年間の均等償却

(取得価額 - 取得価額の95% - 1円) ÷ 5 × 使用月数 / 12 × 事業専用割合 で計算します。

〈計算例〉平成15年2月に200万円で取得した金属製のビニールハウス(土地に固定のもの)

上記ビニールハウスは平成30年分の申告で取得価額の95%相当額の190万円まで償却しています。令和元年分からは未償却残高(取得価額の5%相当額)の10万円から1円を差し引いた金額の99,999円を5年間で均等に償却します。

	①	②			③	④	⑤	⑥	⑦
取得年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額 ① - (① × 0.95)	耐用年数	ハ 償却率	年間の 償却額 (② - 1円) / 5	ニ 使用月数 /12	チ 事業専用 割合	リ 必要経費 算入額 ③ × ④ × ⑤	ヌ 期末残高
15年2月	2,000,000	100,000	-	-	19,999	12/12	100	19,999	1

①取得価額は購入金額です。領収書や過去の申告書の控等で確認してください。

②取得価額から「取得価額の95%」を差し引きます。

(計算例 2,000,000 - (2,000,000 × 0.95) = 100,000)

③「②の金額」から1円を差し引き、5で割った金額が年間の償却額となります。

(計算例 100,000 - 1 = 99,999 → 99,999 ÷ 5 = 19,999.8)

(注) 4年目までは、必要経費算入額の1円未滿を切り上げて、20,000円とします。また、最終年は償却可能金額が99,999円のため、19,999円とします。期末残高には1円が残ります。

④年の途中で廃棄する等で使用しなくなった場合は使用月数を求めますが、それまでは12ヶ月となります。

⑤1-1の⑦と同じ。

⑥今年の必要経費に算入できる額です。

⑦「②の金額」から償却した額を差し引いた額です。

※償却の途中に資産を処分した場合は、未償却残高を「除却損失」として別途、必要経費に算入できます。収支内訳書空欄(ヨ～ソ)に記入してください。(但し、売却した場合を除きます。)

2 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

取得価額 × 耐用年数に応じた定額法の償却率 × 使用月数 / 12 × 事業専用割合 で計算します。

〈計算例〉令和5年8月に200万円で取得したコンバイン(定額法)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
取得年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額 ①と同額	耐用年数	ハ 定額法 償却率	ニ 使用月数 /12	ト 年間の 償却額 ② × ④ × ⑤	チ 事業専用 割合	リ 必要経費 算入額 ⑥ × ⑦	ヌ 期末残高
5年8月	2,000,000	2,000,000	7	0.143	5/12	119,167	100	119,167	1,880,833

①1-1と同じ。

②①と同じ金額です。(償却可能限度額及び残存価額が廃止されました。)

③1-1と同じ。

④P3(表b)の定額法償却率表を参照。

⑤購入した年は使用月数を求めます。8月購入なので8月から12月までの5ヶ月使用となります。翌年からは12ヶ月となります。

⑥・⑦・⑧・⑨1-1と同じ。

※ いくつかの償却資産の計算例を別紙B「収支内訳書(うら)記入例」に示していますので参考にご覧ください。

4. 耐用年数の改正について

平成21年分から改正後の耐用年数が適用されています。(P4の耐用年数表参照)
また、耐用年数の改正に伴い、償却率も変わりますので計算の際はご注意ください。
(償却率は当ページ下部「7. 減価償却資産の償却率表」を参照)

5. 特殊な償却資産の計算

(1)一括償却

取得価額が10万円以上20万円未満の場合には、3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。必ず収支内訳書の「減価償却の計算欄」に記入してください。別紙B「収支内訳書(うら)記入例」参照。

(2)中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

中古の減価償却資産を取得した場合は、使用可能な年数を適切に見積り計算することとなっています。しかし、見積りができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

① 耐用年数を一部経過した中古資産 → (法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 20/100)

② 耐用年数を全部経過した中古資産 → 法定耐用年数の20/100(切り捨て)を適用

(注)計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満となった場合には耐用年数は2年とします。

6. 大規模な修繕・改良等の費用について

減価償却資産の修繕・改良が、通常の修繕や改良の程度を超えて、これによって資産価値が高まったり、使用可能年数が延長することになれば、その支出(資本的支出という)の効果は翌年以降にも及ぶことから、その取得価額に加算され、減価償却の方法により、順次必要経費に算入していきます。

〈修繕費として経費に算入できる場合〉

(1)一の計画に基づき同一の固定資産について行う修繕・改良等に要した金額が20万円に満たない場合。
※その修繕等が、資本的支出に該当するか否かを問わない。

(2)資本的支出か修繕費か区分が困難な修理等において、その金額が60万円未満の場合。

7. 減価償却資産の償却率表

(表a) 平成19年3月31日以前に購入した資産

耐用年数	旧定額法 償却率	耐用年数	旧定額法 償却率
2	0.500	21	0.048
3	0.333	22	0.046
4	0.250	23	0.044
5	0.200	24	0.042
6	0.166	25	0.040
7	0.142	26	0.039
8	0.125	27	0.037
9	0.111	28	0.036
10	0.100	29	0.035
11	0.090	30	0.034
12	0.083	31	0.033
13	0.076	32	0.032
14	0.071	33	0.031
15	0.066	34	0.030
16	0.062	35	0.029
17	0.058	36	0.028
18	0.055	37	0.027
19	0.052	38	0.027
20	0.050	39	0.026

(表b) 平成19年4月1日以降に購入した資産

耐用年数	定額法 償却率	耐用年数	定額法 償却率
2	0.500	21	0.048
3	0.334	22	0.046
4	0.250	23	0.044
5	0.200	24	0.042
6	0.167	25	0.040
7	0.143	26	0.039
8	0.125	27	0.038
9	0.112	28	0.036
10	0.100	29	0.035
11	0.091	30	0.034
12	0.084	31	0.033
13	0.077	32	0.032
14	0.072	33	0.031
15	0.067	34	0.030
16	0.063	35	0.029
17	0.059	36	0.028
18	0.056	37	0.028
19	0.053	38	0.027
20	0.050	39	0.026

減価償却資産の耐用年数表 ※平成21年分から耐用年数が改正されています。ご注意ください。

(表c) 主な減価償却資産の耐用年数表

種類	構造・用途	細目	耐用年数 (改正前の 耐用年数)	
建物	木造・合成樹脂造のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	15	
		倉庫用、作業場用のもの(一般用) 骨格材の肉厚が4mm超	31	
	金属造	倉庫用、作業場用のもの(一般用) 骨格材の肉厚が3mm超から4mm以下	24	
		倉庫用、作業場用のもの(一般用) 骨格材の肉厚が3mm以下	17	
		簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、トタンぶきのものなど	10
			掘立造のもの及び仮設のもの	7
構築物	ビニールハウス (土地に固定のもの)	金属のもの	14(15)	
		木造のもの	5	
		その他のもの	8	
器具及び 備品	ビニールハウス (上記以外のもの)	金属のもの	10	
		その他のもの	5	
建物 附属設備	電気設備(照明設備含む)	蓄電池電源設備	6	
		その他のもの	15	
	給排水、衛生設備、ガス設備		15	
車両及び 運搬具	普通乗用車		6	
		総排気量0.66ℓ以下のもの	4	
	貨物自動車	軽四トラック	4	
		その他のもの(ダンプ式除く)	5	
	二輪又は三輪自動車		3	
農業用 設備	主としてコンクリート造、 レンガ造またはブロック 造の構築物	用水路、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、あぜなど	17(20)	
		土管を主とした構築物	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10
		その他の構築物	薬剤散布用ビニール配管など	8
		内燃機関、ボイラー、ポンプ		7(8)
	トラクター	歩行型トラクター(耕うん機)		7(5)
		乗用型トラクター		7(8)
	耕うん整地用機具	ロータリー、代掻機、うねたて機など		7(5)
		あぜぬり機など		7(8)
	栽培管理用機具	田植機、たい肥散布機、育苗機など		7(5)
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壌消毒機など		7(5)
	穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機、稲わら収集機など		7(5)
		普通型コンバイン、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機など		7(8)
	保冷库	金属製		7(10)
その他のもの			7(5)	
精米機	金属製		7(10)	

※耐用年数欄に括弧書きのあるものが、耐用年数の改正があったものです。

耐用年数の改正があるものの減価償却の計算については、P3の「4.耐用年数の改正について」をご覧ください。

収支内訳書（おもて）記入例

「収支内訳書該当番号・金額」の数字を科目ごとに金額を記入しましょう。

令和 5年分 収支内訳書（農業所得用）

住所	亀岡市安町野々神8	業種名	水稻・麦農業	事務所所在地	
フリガナ	ノウギョウ クロウ	農園名		氏名	
氏名	農業 太郎	電話番号	22-0△□□	電話番号	

(生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日)

令和 年 月 日 提出

科目		金額 (円)		科目		金額 (円)	
収入金額	販売金額 ①	7	01206	経費	修繕費 ①		
	家事消費事業消費金額 ②	5	2500		動力光熱費 ②	1	5932
	雑収入 ③	1	6300		作業用衣料費 ③		
	小計 (①+②+③) ④	7	70006		農業共済掛金 ④	5	000
	農産物の期首棚卸高 ⑤				荷造運賃手数料 ⑤		
	農産物の期末棚卸高 ⑥				土地改良費 ⑥	3	060
	計 (⑤-⑥+④) ⑦	7	70006		火災保険料 ⑦	5	320
経費	雇人費 ⑧				車検代 ⑧	4	2000
	小作料・賃借料 ⑨	1	5000		雑費 ⑨	1	3500
	減価償却費 ⑩	2	99179		農産物以外の期首棚卸高 ⑩		
	利子割引料 ⑪			農産物以外の期末棚卸高 ⑪			
	租税公課 ⑫	1	5338	経費の小計 (⑩+⑪) ⑫	1	95484	
	種苗費 ⑬	9	334	経費計 (⑦+⑫) ⑬	5	09663	
	素畜費 ⑭			専従者控除前の所得金額 (⑬-⑭) ⑮	2	60343	
	肥料費 ⑮	7	2980	専従者控除 ⑯		0	
	飼料費 ⑯			所得金額 (⑮-⑯) ⑰	2	60343	
	農具費 ⑰						
農業衛生費 ⑱	1	3020					
諸材料費 ⑲							

翌年出荷をする農産物がありましたら記入しましょう。

減価償却費は、収支内訳書うらの⑩の金額を記入しましょう。

毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

農業用倉庫の火災保険料のように収支内訳書の科目にない農業経費は、自由科目欄「ヨ～」に記入しましょう。

⑰専従者控除を取るかどうかはこの金額を見て判断しましょう。別紙Cに専従者控除について説明しておりますので参考にしてください。

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金	現物	合計	源泉徴収税額
	延日	円	円	円	円
その他(人分)					
計			⑧		

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料・賃借料等の別	面積・数量	支払額
北古世町△△ 稲作 次郎	小作料	10 ㊦kg	15,000 円

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
		月
		延べ従事月数

農作業を手伝ってもらった場合に対価として支払うお礼の明細を記入しましょう。「どこの誰が」「何日手伝ってくれた」「現金でいくら」もしくは「現物でどれくらい」「合計これだけ払った」という内訳を記入しましょう。

なお、支払い金額から所得税を源泉徴収している場合は「源泉徴収税額」に源泉徴収した金額を記入しましょう。

小作料などの詳細を記入しましょう。「どこの誰から」「どれだけ借りて」「その代金をこれだけ払った」という内訳を記入しましょう。

小計 (①から④までの計+⑦)	⑬	7	5548
経費計 (⑤から⑯までの計+⑱)	⑭	1	888800
専従者控除前の所得金額 (⑬-⑭)	⑮	1	537000
専従者控除	⑯	5	00000
所得金額 (⑮-⑯)	⑰	1	037000
⑱のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額			

氏名(年齢)	続柄	従事月数
農業 亀雄 (25歳)	長男	12 月
		延べ従事月数 12 月

収支内訳書（うら）記入例

収入の明細を記入しましょう。

「作物の種類」
「作付した面積」
「販売金額」
「家事消費金額」

という内訳を記入しましょう。

棚卸高は毎年同程度の数を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

農業用の資産（10万円以上）の減価償却費を計算しましょう。
左から順に記入することにより計算できます。

○旧定額法で平成19年3月31日以前に購入したもの
一般の償却資産はイ取得価額から残存価額を差し引いた金額がロの金額になります。
○定額法で平成19年4月1日以後に購入したもの
一般の償却資産は、イ取得金額がロの金額になります。
果樹・牛馬等の場合は税務署にお尋ねください。

一括償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満のもの）は3年間で1/3ずつ均等に償却できます。この場合は、イ=ロとなりニは記載する必要ありません。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高							
				期首	期末	数量	金額					数量	金額	期首	期末	数量	金額	数量	金額
水稲	47	635,250	52,500																
麦	20	65,956																	
A 小計				67	701,206	52,500													
B 小計																			
農産物計 (A+B)				67	701,206	52,500													
C 小計																			
合 計 (A+B+C)				①	701,206	②	52,500												

「作付した面積」
「販売金額」
「家事消費金額」
を合計して記入しましょう。

補助金などの雑収入の内訳を記入しましょう。

○本年中に取得した資産
イ取得価額からト本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入しましょう。

○前年以前に取得した資産
前年の未償却残高（「取得価額－前年末までの償却費の累計」）からト本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入しましょう。

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに記入しましょう。

平成19年3月31日以前に取得し、減価償却可能限度額に達した資産の計算
(取得価額－取得価額の95%－1円) ÷ 5で計算します。
摘要欄に均等償却と記入しましょう。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎となる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
鉄骨造建物作業場	33㎡	H18・5	1,800,000	1,620,000	旧定額	17	0.058	12/12	93,960		93,960	100	93,960	140,040	
軽量鉄骨造農小屋	40㎡	H18・8	2,200,000	1,980,000	旧定額	17	0.058	12/12	114,840		114,840	50	57,420	199,870	
田植機	1台	H29・3	400,000	400,000	定額	7	0.143	12/12	57,200		57,200	100	57,200	9,133	
軽四トラック	1台	H31・3	1,000,000	1,000,000	定額	4	0.250	12/12	41,665		41,665	20	8,333	1	
普通乗用車	1台	R5・5	1,000,000	1,000,000	定額	6	0.167	8/12	111,334		111,334	20	22,267	888,666	
金属製ビニールハウス	50㎡	H15・2	2,000,000	100,000	-	-	-	12/12	19,999		19,999	100	19,999	1	均等償却
一括償却資産	-	R5・	120,000	120,000	-	-	1/3	12/12	40,000		40,000	-	40,000	80,000	散布機
合計													299,179		

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	イ 前年からの繰越額	育成費用の明細				ホ 育成中の果樹等から生じた収入金額	ト 本年中に取得したものの取得価額 (ニ-ホ)	チ 翌年への繰越額 (イ+ヘ-ト)	ロ、ハ、ホの欄の金額の計算方法
			ロ 本年中の種苗費、種付料、素畜費	ハ 本年中の肥料、農薬等の投下費用	ニ 小計 (ロ+ハ)	ヘ 本年中に取得したものの取得価額 (ニ-ホ)				
計										

◎本年における特殊事情

--

耐用年数は、償却費を計算する際に使用する償却率を決定するためのものであり、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。

専従者控除について

1. 専従者控除について

事業主と生計を一にする配偶者その他親族に対する給与などは、原則的に必要経費としては認められません。なぜならば、これを認めると、親族内で所得を分散させて、税金がなるべくかからないように自由に所得を操作でき、他の所得との公平性が損なわれるためです。

しかし、生計を一にする親族といえども、労働に対する対価には経費性があると考えられることから、一定の条件を満たした場合のみ、算出した金額（算出法は下の「2」にあげています。）を必要経費に算入することができます。この親族に対する給与扱いの必要経費を「専従者控除」といいます。

専従者控除の対象にした親族を「専従者」といいますが、専従者には次のような条件があります。

- 15歳以上の同居親族である
- 高校生や大学生など学生ではない
- 6か月を超えて農業（事業）に専ら従事していること
- 他に職業がある人で、農業に専ら従事することが困難な人を除く
- 心身の障害等によって農業に専ら従事することが困難な人を除く

2. 専従者控除額の算出法

以下の数字（ア）と算式の答え（イ）のどちらが少ないですか？

ア. 50万円（ただし、専従者が配偶者の場合、86万円）

イ. 「専従者控除前の農業所得金額」÷（農業に従事している親族の数＋1）

⇒ 少ない方が専従者一人あたりの専従者控除額になります。

専従者控除を取ると、以下のような申告に関する制限があります。

- A. 専従者控除額がそのまま専従者の給与収入となります。
→専従者に税金などがかかってくる場合もあります。
- B. 専従者控除の対象にした親族は、税金上の扶養親族にすることができません。
→どちらか1つしか選べません。
- C. 一度申告してしまったら専従者控除と扶養控除を変更することはできません。

※専従者控除を適用したときに農業所得がマイナスになることは、あり得ません。その場合は、専従者控除額の計算が誤っています。

※ **扶養控除とは** … 1年間の所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合、確定申告・市府民税申告・年末調整をすれば、税法で決まった一定額を所得から差し引くことができます。これを扶養控除といいます。扶養控除額は年齢などの条件により様々ですが、所得税の計算で最低38万円、市府民税の計算では最低33万円を所得から差し引くことができます。